

九州地方整備局と同時発表

平成28年5月9日

道 路 局

## 国道325号阿蘇大橋の災害復旧を国が代行

～ 道路法に基づき国が直轄事業として災害復旧事業を実施 ～

○ 今般の地震による大規模な斜面崩壊で、国道325号阿蘇大橋が通行不能となっており、熊本県より直轄代行による早期復旧の要望をいただいていた。

○ 国道325号阿蘇大橋の復旧にあたっては、活断層対策など高度な技術が必要であることから、熊本県からの要望も踏まえ、道路法第13条第3項の規定に基づき、国が直轄事業として災害復旧事業を実施することとし、本日その旨を熊本県に通知しました。

## 【概要】

- ・ 路線名： 一般国道325号
- ・ 区間： 熊本県阿蘇郡南阿蘇村立野<sup>たての</sup>～ 河陽<sup>かわよう</sup>（別添図参照）

問い合わせ先：

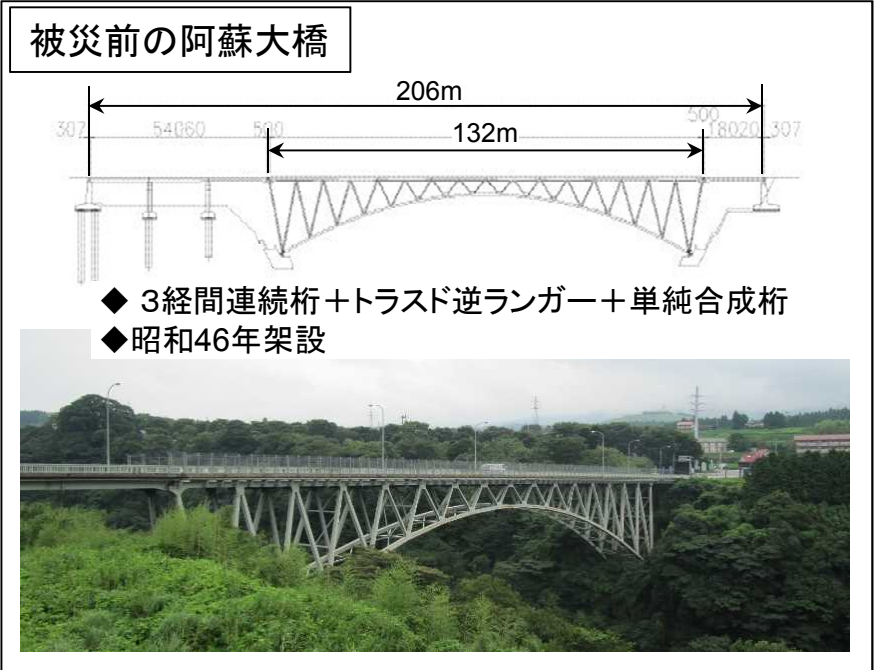
道路局 国道・防災課 課長補佐 竹内勇喜

代表：03-5253-8111（内線 37842）

直通：03-5253-8493 FAX：03-5253-1620

同時配布：国土交通省九州記者会、九州建設専門記者クラブ

# 国道325号 阿蘇大橋の概要



## 【参考】

国道 3 2 5 号（阿蘇大橋）の災害復旧直轄代行の根拠法

### 道路法 第 1 3 条

前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）の規定の適用を受ける災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

- 3 国土交通大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県に代わつて自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる。この場合においては、国土交通大臣は、あらかじめその旨を当該都道府県に通知しなければならない。